

令和7年6月5日

会員各位

公益社団法人岩手県トラック協会

協会けんぽの保健事業に関するお知らせ

平素は当協会の業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」）より、別添の通り「保健事業」に関してお知らせがありましたのでご案内いたします。

協会けんぽでは、健診を受診していただき、健診結果に応じ、特定保健指導の利用や医療機関への確実な受診を行っていただくことは、従業員の皆様の健康を守り、事業所の将来に資するものと考えており、医療保険者として加入者の健康保持・増進を図るために、特定健診・特定保健指導等の保健事業を実施しているところです。

1. 生活習慣病予防検診における付加健診対象年齢の拡大等

令和6年4月から付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象になります。付加健診は、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器を調べる腹部超音波検査や高血圧・動脈硬化等を見つける手がかりとなる眼底検査等を含み、生活習慣病予防検診と同時にご利用いただくことで、より一層充実した健診となります。また、健診実施率向上のため、令和5年度から生活習慣病予防検診等の自己負担を大幅に軽減しております。

2. 特定保健指導の積極的な利用

健診の結果、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を実施しています。特定保健指導では健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士等が寄り添い、生活習慣改善に向けた取組をサポートいたします。

3. 事業者健診データの提供

協会けんぽが実施している生活習慣病予防検診に限らず、40歳以上の方で労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）を受診された場合についても、その健診結果を協会けんぽに提供いただくことで、生活習慣病予防検診を受診した場合と同様に特定保健指導をご利用いただける仕組みとなっております。